

別紙4 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（記載例）

| PPP/PFI 手法簡易定量評価調書 (記載例) * | 従来型手法の費用等 (PSC) (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法) | 採用手法の費用等 (候補となる PPP/PFI 手法) |
|---|---|--|
| 整備等（運営等を除く。）費用 | 50.0 億円 | 45.0 億円 (式 : 50 億円 (整備費) × 0.9 (削減率 10%) = 45 億円) |
| <算出根拠> | 類似事例である○○事業の床面積当たりの単価を元に算出 | 従来型手法より 10% 削減の想定 |
| 運営等費用 | 10.0 億円 (式 : 50 百万円 (運営等費) / 年 × 20 年 (期間)) | 9.0 億円 (式 : 50 百万円 (運営等費) / 年 × 0.9 (削減率 10%) × 20 年 (期間)) |
| <算出根拠> | 類似事例である○○事業の収入を元に本事業との違いを反映し算出 | 従来型手法より 10% 削減の想定 |
| 利用料金収入 | 2.0 億円 (式 : 10 百万円 / 年 (年間利用料金収入) × 20 年 (期間)) | 2.2 億円 (式 : 10 百万円 / 年 (年間利用料金収入) × 1.1 (増加率 10%) × 20 年 (期間)) |
| <算出根拠> | 類似事例である○○事業の床面積当たりの単価を元に算出 | 従来型手法より 10% 増加の想定 |
| 資金調達費用 | 5.3 億円 (式 : 50 億円 (整備費用) × 75% (起債充当率) × 起債利率 1.3% · 債還期間 20 年の元利均等償還) | 9.0 億円 (式 : 45 億円 (整備費用) - 0.1 億円 (資本金) = 借入金 44.9 億円、借入金の利率 1.8% · 返済期間 20 年の元利均等返済) |
| <算出根拠> | 想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法 (償還期間、償還方法) を元に算出 | 公共が自ら資金調達をした場合の利率に 0.5% ポイントを上乗せ |
| 調査等費用 | — | 0.25 億円 |
| <算出根拠> | 従来型手法の場合は想定せず | 導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用の想定 |
| 税金 | — | 0.03 億円 |
| <算出根拠> | 従来型手法の場合は想定せず | 各年度の損益に法人実効税率 32.11% を乗じて算出 |
| 税引後損益 | — | 0.06 億円 |
| <算出根拠> | 従来型手法の場合は想定せず | EIRR が 5% 以上確保されることを想定 |
| 合計 | 63.3 億円 | 61.1 億円 |
| 合計 (現在価値) | 51.7 億円 | 47.2 億円 |
| 財政支出削減率 | | VFM は 4.5 億円、8.7% |
| その他 (前提条件等) | | 事業期間 20 年間 割引率 2.6% |

* 本 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載している各費用等の要素はあくまでも一例であり、下記の「記入上の注意」1に記載するとおり、個別の事業の特性、経済情勢等に応じてその内容を記載することが必要です。

【記入上の注意】

1 全ての採用手法に共通する事項

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載する各費用等の要素については、個別の事業の特性に応じて、民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査により得られた整備等の費用削減率及び利用料金収入の増加率等を活用して得られた数値を簡易な検討の計算表（別紙4参照）に記入することで算定することが考えられます。

なお、各費用等の要素については、次の表に掲げるものについて記載することが考えられます。

簡易な検討における要素の要否

| | ① BTO・BOT・BOO・RO | | ② DBO | | ③ BT | | ④ 公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託 | |
|-----------------------------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------------|----------------------------|
| | PSC | PPP/ PFI | PSC | PPP/ PFI | PSC | PPP/ PFI | PSC | PPP/ PFI |
| 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| 公共施設等の運営等の費用 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ |
| 利用料金収入 | 事業による | 事業による | 事業による | 事業による | — | — | 事業による (公共施設等運営権方式の場合必須) | 事業による (公共施設等運営権方式の場合必須) |
| 資金調達に要する費用 | ○ | ○ | ○ (官が調達) | ○ (官が調達) | ○ (官が調達) | ○ (官が調達) | — | — |
| 調査に要する費用 | — | ○ | — | ○ | — | ○ | — | ※ |
| 税金（SPCIに係るもの） | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ※ |
| 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）（SPCIに係るもの） | — | ○ | — | ○ | — | — | — | ※ |

※ 公共施設等運営事業及びO方式の場合は計上することが必要な費用の要素

2 採用手法がフローチャート結果①の手法（BT0方式等）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

| | |
|------------------------|---|
| 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 | 基本構想、基本計画等において想定されている施設の設計、建設又は製造に要する額 |
| 公共施設等の運営等の費用 | 基本構想、基本計画等において想定されている施設の運営等に要する額 |
| 利用料金収入 | 基本構想、基本計画等において想定されている額 |
| 資金調達に要する費用 | 起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を行った場合の費用 ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算 |
| 調査に要する費用 | 算入しない |
| 税金 | 算入しない |
| 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益） | 算入しない |

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

| | |
|-----------------------|---|
| 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 | PSC×0.9 |
| 公共施設等の運営等の費用 | PSC×0.9 |
| 利用料金収入 | PSC×1.1（民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限ります。） |
| 資金調達に要する費用 | 公共施設等の管理者等が自ら資金調達をした場合における金利に0.5%ポイントを上乗せした額 ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算 |
| 調査に要する費用 | 2500万円～6000万円程度 |
| 税金 | 損益×32.11%（平成27年度法人実効税率） ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算。 ただし、BOT方式及びB00方式の場合にあっては、別 |

| | |
|------------------------|--|
| | 途不動産の取得及び保有に係る税負担が発生することに留意。 |
| 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益） | <p>資本金の額：1000万円～1億円 EIRR：5% (EIRR (Equity Internal Rate of Return) とは投資家から見た内部収益率のこと。資本金に対する配当等の利回りを示す指標であり、「資本金」と「将来の配当金の現在価値の合計」とが等しくなる割引率。今回は便宜的に「配当」ではなく「税引後損益+割賦原価-借入金元本償還」で計算。以下同じ。)</p> <p>※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算</p> |

- ※ 幅のあるものについては、特段の事情がない限り最低の金額を用いることが考えられます。
- ※ 実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切です。
- ※ 不動産の取得及び保有に係る税負担としては、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が考えられますが、BOT方式についてはこれらについてそれぞれ次に掲げる租税特別措置があります。
 - 不動産取得税：PFI法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（詳細については地方税法附則第11条第6項及び第8項を参照してください）
 - 固定資産税及び都市計画税：PFI法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、当該家屋及び償却資産の課税標準を2分の1とする特例措置（詳細については地方税法附則第15条第17項及び20項を参照してください）
- ※ 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用、公共施設等の運営等の費用については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均費用削減率が約10%であったことからPSC×0.9としています。
- ※ 利用料金収入については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均利用料金収入増加率が約10%であったことからPSC×1.1としています。
- ※ 公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用については、共同発行市場公募地方債の過去10年間（平成17年度～平成26年度）平均約1.3%を勘案して1.3%としています。一方、民間事業者の資金調達に要する費用については、PFI事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高いことが想定されるため、公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用に0.5%ポイント上乗せした1.8%しています。
- ※ 調査に要する費用については、「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」（平成17年3月内閣府民間資金等活用事業推進室）における導入可能性調査費用（400万円～700万円程度）及びアドバイザリー業務費用

(2,000万円～5,000万円程度)を合計し、2500万円～6000万円程度としています。

※ 民間事業者の適正な利益については、「VFM簡易計算ソフト」(平成20年国土交通省)及び「公立学校耐震化PFIマニュアル」(平成20年10月文部科学省)を参考にしています。

三 その他の仮定

| | |
|------|------------------------------------|
| 事業期間 | 基本構想、基本計画等において想定されている期間 |
| 割引率 | ●.●% ※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて現在価値化 |

※ 事業期間に近い償還年限の国債利回りについて、適宜過年度平均を行って算出。詳細検討時の設定値においては、民間事業者からのヒアリングや、類似施設・事業期間の事例、金利情勢・リスクを勘案した割引率とすることが重要です。

3 採用手法がフローチャート結果②の手法（DBO方式）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

| | |
|------------------------|---|
| 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 | 基本構想、基本計画等において想定されている施設の設計、建設又は製造に要する額 |
| 公共施設等の運営等の費用 | 基本構想、基本計画等において想定されている施設の運営等に要する額 |
| 利用料金収入 | 基本構想、基本計画等において想定されている額 |
| 資金調達に要する費用 | 起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を行った場合の費用 ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算 |
| 調査に要する費用 | 算入しない |
| 税金 | 算入しない |
| 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益） | 算入しない |

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

| | |
|------------------------|--|
| 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 | PSC×0.9 |
| 公共施設等の運営等の費用 | PSC×0.9 |
| 利用料金収入 | PSC×1.1（民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限る。） |
| 資金調達に要する費用 | 従来型手法の数値と同様とする |
| 調査に要する費用 | 2500万円～6000万円程度 |
| 税金 | 損益×32.11%（平成27年度法人実効税率） ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算 |
| 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益） | 資本金の額：1000万円～1億円 EIRR：5% ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算 |

※ 必要に応じて、上記2に記載している①の手法（BT0方式等）における算定方法の考え方を参照してください。

4 採用手法がフローチャート結果③の手法（BT方式）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

| | |
|------------------------|---|
| 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 | 基本構想又は基本計画等において想定されている施設の設計、建設又は製造に要する額 |
| 公共施設等の運営等の費用 | 算入しない |
| 利用料金収入 | 算入しない |
| 資金調達に要する費用 | 起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を行った場合の費用 ※簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算 |
| 調査に要する費用 | 算入しない |
| 税金 | 算入しない |
| 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益） | 算入しない |

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

| | |
|------------------------|-----------------|
| 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 | PSC×0.9 |
| 公共施設等の運営等の費用 | 算入しない |
| 利用料金収入 | 算入しない |
| 資金調達に要する費用 | 従来型手法の数値と同様とする |
| 調査に要する費用 | 2500万円～6000万円程度 |
| 税金 | 算入しない |
| 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益） | 算入しない |

※ 必要に応じて、上記2に記載している①の手法（BT0方式等）における算定方法の考え方を参考してください。

5 採用手法がフローチャート結果④の手法（公共施設等運営事業、0方式、指定管理者制度又は包括的民間委託）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

| | |
|------------------------|----------------------------------|
| 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 | 算入しない |
| 公共施設等の運営等の費用 | 基本構想、基本計画等において想定されている施設の運営等に要する額 |
| 利用料金収入 | 基本構想、基本計画等において想定されている額 |
| 資金調達に要する費用 | 算入しない |
| 調査に要する費用 | 算入しない |
| 税金 | 算入しない |
| 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益） | 算入しない |

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

| | |
|------------------------|--|
| 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 | 算入しない |
| 公共施設等の運営等の費用 | PSC×0.94 |
| 利用料金収入 | 利用料金収入がある場合には、PSC×1.02（民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限ります。） |
| 資金調達に要する費用 | 算入しない |
| 調査に要する費用 | 算入しない |
| 税金 | 算入しない |
| 民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益） | 算入しない |

- ※ 実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切です。
- ※ 上表は、指定管理制度を前提としたものですが、これ以外の民間事業者に運営等の業務を委託する手法（公共施設運営権方式、0方式、下水道の包括

的民間委託、水道の第三者委託等)を活用できる場合は、当該手法を活用することでより効率的かつ効果的な事業の実施が期待できる場合もあります。

例えば、公共施設運営権方式を活用する場合には、いわゆる更新投資や利用料金の決定等を含め民間事業者に委ねることにより、運営等費の削減率、利用料金収入の増加率がより高まり、調査等が発生することを勘案しても、採用手法の費用総額がより一層削減することが期待できます。

※ 公共施設等の運営等の費用については、「政策課題分析シリーズ3 指定管理者制度の導入効果」(平成20年12月内閣府政策統括官(経済財政分析担当))における費用削減率が約6%であったことからPSC×0.94としています。

※ 利用料金収入については、「政策課題分析シリーズ3 指定管理者制度の導入効果」における利用料金収入増加率が約2%であったことからPSC×1.02としています。

別紙5 簡易な検討の計算表

（複数年）貸付金の貸付年数）（年数・千円、単位）

（複数年）償還する年数（年数）

| 年次 | 借入金額 | 償還方法 | | 総支払利息 | 総支払額 | 年率 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | 年次平均法 | 等額年賦法 | | | |
| 1年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |

| 年次 | 借入金額 | 償還方法 | | 総支払利息 | 総支払額 | 年率 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | 年次平均法 | 等額年賦法 | | | |
| 1年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |

| 年次 | 借入金額 | 償還方法 | | 総支払利息 | 総支払額 | 年率 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | 年次平均法 | 等額年賦法 | | | |
| 1年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 2年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 3年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 4年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 5年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 6年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 7年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 8年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 9年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 10年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 11年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 12年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 13年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 14年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 15年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 16年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 17年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 18年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 19年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 20年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 21年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 22年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 23年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 24年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |
| 25年 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 0 | 100万円 | 0% |

※1. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を年次平均法で償還する場合の合計支払額です。

※2. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を等額年賦法で償還する場合の合計支払額です。

※3. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を年次平均法で償還する場合の合計支払額です。

※4. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を等額年賦法で償還する場合の合計支払額です。

※5. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を年次平均法で償還する場合の合計支払額です。

※6. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を等額年賦法で償還する場合の合計支払額です。

※7. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を年次平均法で償還する場合の合計支払額です。

※8. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を等額年賦法で償還する場合の合計支払額です。

※9. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を年次平均法で償還する場合の合計支払額です。

※10. 借入金額と償還年数を入力した際の「合計支払額」欄に記載された金額は、借入金額を等額年賦法で償還する場合の合計支払額です。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(A-B) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(C-(A-B)) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(C-(A-B)) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(C-(A-B)) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(A-B) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(C-(A-B)) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(C-(A-B)) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(C-(A-B)) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(A-B) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(C-(A-B)) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(C-(A-B)) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| ■ 被用意した人の誕生日の資金(次回)(C-(A-B)) | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |

VIVA!!二
金のVIVA!!二

全ての人が参画して、みんなで金のVIVA!!
上記のVIVA!!二の書類のデータを、

クリックして下さい。

